

一般 三万良し公共交通の実現を！

渥美 嘉樹（至誠の絆）



今回は住民、事業者、行政の三万良しの公共交通の実現を目指し質問いたしました。

続を図ることを第一に考える。

❶ 新しい公共交通を実現する市の意思は。

❷ 市民意識調査から、高齢者の移動手段確保が高いニーズだと感じたが、市の分析は。

❸ 高齢者の移動手段確保に関する意見が多いことを承知している。コミュニティバス等の乗降数分析から病院や商業施設への需要が高いと認識している。今年度、利用者ニーズ調査を行う。より実態に即した分析ができると考える。

❹ 地域交通と福祉政策の連携を次期計画に取り入れる方針は。

❺ 健康教室参加の移動手段としてコミュニティバスの活用を周知することで利用者の増加や健康増進の効果が期待できると考える。

❻ 教育支援センターや部活動の地域移行に関する公共交通の検討は。

❼ 現段階で具体的な計画への記載は難しいと考える。まずは児童生徒が通学に利用している路線の維持継続

他に、「市役所業務での生成AI利用」「教育DXの推進と生成AIの活用」について質問しました。

❶ 議員から話があった利用者目線が一番大事だと思う。高齢者、買い物、通院などのキーワードが大事。コミュニティバスの利用が多い駅や病院、大型商業施設の状況などしっかりと分析する。また、議員から話があった健康増進につながる新しい利用方法も一案と思ったので、色々な使い道をPRし、乗車のきっかけづくりにも取り組んでいく方針である。



議会豆知識

「100条調査権」

地方自治法100条の、調査権を行使することにより特別委員会を設置することがあります。その委員会を100条委員会といいます。

地方自治体における議会の役割は、住民の代表として行政の監視と統制を行うことです。その役割のために議会が有する、最も強力な権限の一つが「100条調査権」と呼ばれるものです。

この権限は、地方自治法第100条に規定されており、議会が行政の事務について調査を行うことができるというものです。単に市長やその他の執行機関に質問したり、資料の提出を要求したりするだけでなく、関係者の出頭や証言、記録の提出を請求することができます。

さらに、虚偽の陳述、証言拒否、不出頭、記録の不提出に対しては、6カ月以下の禁錮又は10万円以下

の罰金という制裁を科すことができるほど強力な権限となっています。

ただし、この権限は議員個人ではなく、あくまで議会全体に与えられたものです。調査を行うには議員の賛成多数で調査に関する決議案を可決する必要があります。

また、調査が終了した後は、明らかにした事実や解決策、執行当局への是正措置の要請など、何らかの形で議会の議決を経なければなりません。

100条調査権は非常に強力な権限であるため、その発動にあたっては慎重な判断が求められます。質疑、質問、資料の要求、調査権などの他の手段を十分に尽くした上で、最終的な手段として検討すべきとされています。

このように、地方自治体の議会には、行政に対する強力な監視・統制の権限が付与されています。これにより、三権分立に基づく民主主義の仕組みが地方自治体レベルでも担保されているのです。

